

当該時点における発行済株式総数から自己株式の数を控除したものに10を乗じた金額に修正されるものとする。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月24日

ただし、上記はソフトブレン第25期定時株主総会の開催日が平成29年3月24日であることを前提としており、開催日に変更される場合には、当該開催日に修正されるものとする。

エ 配当金支払開始日

平成29年4月4日

ただし、上記はソフトブレン第25期定時株主総会の開催日が平成29年3月24日であることを前提としており、開催日に変更される場合には、当該開催日の翌日から起算して7営業日後の日に修正されるものとする。

(3) 配当についての株主提案権の行使を追加するに至った理由および経緯

当社は、元々株主の皆様に対する還元を非常に重視しており、実際、当社自身の株主の皆様に対して1株あたり当期純利益の約50%を目安とした配当をこれまで行ってきております。

しかしながら、平成28年12月26日付で行使いたしました役員選任についての株主提案権行使書においては、ソフトブレンの配当議案に関する株主提案権の行使は行いませんでした。

これは、第一の理由としては、そもそも今回の当社によるソフトブレン株式取得がソフトブレンからの配当を得ることを目的としたものではないことによります。

また、第二の理由としては、ソフトブレン現経営陣の判断をできる限り尊重することを企図していたことによります。

すなわち、当社といたしましては、役員選任についての株主提案権行使書を提出した平成28年12月26日の段階においては、ソフトブレン現経営陣が直近の決算短信（平成28年10月28日発表、平成28年12月期第3四半期決算短信「日本基準」連結）で行った無配という判断をできる限り尊重したいと考え、来期（平成29年12月期）以降の配当実施については、ソフトブレン経営陣と今後協議をしていくということを考えておりました。

なお、当社は、平成28年12月26日午前9時にソフトブレン現経営陣とソフトブレン本社にて面談を行った際に、何らの前触れもなく同社から1株あたり金3円～5円程度の剰余金の配当に係る議案を第25期定時株主総会上に上程することを検討している旨をソフトブレン現経営陣からお聞きしました。

もっとも、ソフトブレンは、当日午前9時の面談の直前である午前7時45分に、きわめて唐突かつ一方的に、当社との業務提携等に関する協議を打ち切る旨を決議、公表した状況であり、当社との間で剰余金の配当に係る議案について協議をすることは全く想定されていない中で、何の脈絡もなく急遽その直後の面談において配当議案についての提案が

なされたものであること、および、そもそも直近の決算短信における同社の無配という方針の開示からも間がない時期の提案であったことから、当社としては、その時点ではソフトブレンがどの程度真剣に剰余金の配当を行うことを検討しているのか真意を測りかねるところでした。

そのため、同日午後に行った役員選任についての株主提案権行使書の提出時点では、ソフトブレン現経営陣の判断をできる限り尊重すべく、当方からは剰余金の配当についての株主提案を行うことはいたしませんでした。

しかしながら、ソフトブレンは、当社が役員選任についての株主提案権行使書によって提案した役員選任議案について、株主提案権行使書がソフトブレンに到着した平成28年12月27日に、何らの配慮なく即座にこれに反対する旨の意思決定および公表を行っており、当社としては、ソフトブレン現経営陣による経営判断をこれ以上尊重する必要はなくなったものと判断し、元々当社が考えているように株主共同の利益を重視した経営をしていただくべく、配当についての株主提案権行使書に記載のとおり、平成28年12月期末における剰余金の配当の実施を提案するに至りました。

具体的な金額については、平成28年12月26日に当社がソフトブレン現経営陣と行った面談の際に、ソフトブレン現経営陣としては、平成28年12月期（第25期）第4四半期の業績向上を見込んで1株あたり金3円～5円程度の剰余金の配当を考えているとのことでしたが、当社は、ソフトブレン普通株式1株につき金10円の配当を行う旨の提案を行うことといたしました。この割当金額（金10円）は、当社が同日の面談でお聞きした同社の平成28年12月期（第25期）の業績見通しを基に、当社において独自に行った推計を加味して検討し、ソフトブレンの1株あたり当期純利益の約50%を目安とした場合の配当として十分に妥当な金額であると考えております。

元々、ソフトブレンにおいては、その保有する現預金が、平成20年12月期（第17期）末から平成28年12月期（第25期）第3四半期末までの間、約10億円から約28億円まで増加し続けているとともに、同社の直近の決算短信において、同社の当期経常利益（連結）が8億2000万円（前年度比20.7%増）となり、同社の売上高も2期連続で過去最高値を記録する旨の予想を公表するなど、同社の業績も堅調に推移しています。

しかしながら、ソフトブレン現経営陣は、平成17年12月期以来11年間株主に対する配当を行っておらず、その一方で取締役に対しては、通常の役員報酬以外に、追加で利益の一部を業績連動報酬として支払っていると見受けられ、株主よりも取締役に対する分配を優先させる姿勢が鮮明です。

また、当社は、平成28年12月26日午前9時にソフトブレン現経営陣と面談した際、同社から第25期定時株主総会に上程することを検討している議案として、

- ①「配当の件」
- ②「取締役報酬総額の増額の件」

③「譲渡制限付株式報酬の件」

(以下、総称して「現経営陣提案議案」といいます。)
の提案を受けました。

この現経営陣提案議案の真意は、ソフトブレン現経営陣が自らへの分配を多くするために、②「取締役報酬総額の増額の件」と③「譲渡制限付株式報酬の件」を実行することを主目的として、①「配当の件」として1株あたり3円～5円の配当を追加して提案してきたものと推測しております。

このことは、株主への還元というよりも、あくまでも同社の取締役への分配を強化するため、大株主である当社の了解を得るための提案に過ぎないのではないかと推測しており、当社としては、ソフトブレン現経営陣は、著しく株主を軽視していると考えております。

それでも、当社としては、役員選任についての当社の株主提案を受け入れていただけるのであれば、その後に共同してソフトブレンの企業価値向上に邁進することができると考えておりましたが、上記のとおり、ソフトブレン現経営陣は当社の提案による役員選任議案について何らの配慮も無く反対されており、当社としては、現経営陣による経営判断を尊重する必要はなくなったものと判断し、元々当社が考えているように株主共同の利益を重視した経営をしていただくべく、配当についての株主提案権行使書に記載のとおり、平成28年12月期末における剰余金の配当の実施を提案するに至りました。

今回の配当財産の割当てに関する方針は、当社自身が当社の株主の皆様に対して1株あたり当期純利益の約50%を目安とした配当による株主還元策を掲げ、実際に毎年配当を実施してきたことに沿うものであります。

厳然たる事実として、当社は、これまでも1株あたり当期純利益の約50%を目安に配当を実施し、その結果7期連続で増配を実現しており(注1)、また、今期も当社株主の皆様に対して1株あたり当期純利益(Non-GAAPベース(注2))の約50%を目安とした配当を予定しております。

このように、当社は、自らの株主の皆様に対する還元を実行してきたという実績があり、その点において株主軽視を続けてきたソフトブレン現経営陣とは明確に異なるという自負がございます。

当社の役員選任についての株主提案権行使書のとおり、平成29年3月開催のソフトブレンの第25期定時株主総会において、当社の推挙した取締役がソフトブレン取締役会の過半数となることが承認および可決された際には、ソフトブレンの第26期以降も1株あたり当期純利益の約50%を目安とした配当を毎年継続していくつもりです。

当社は、両社の持つ豊富な顧客資産、技術力および実績を有効活用することによるソフトブレングループの企業価値の最大化を図り、株主の皆様には、株主還元を十分に実施していくため、尽力していく所存です。

※注 1 :

当社の 1 株あたりの年間配当額は以下の通りです。

会計期間	1 株あたり年間配当金額	配当性向
平成 23 年 6 月期	5 円	50.6%
平成 24 年 6 月期	6 円	47.9%
平成 25 年 6 月期	7 円	50.9%
平成 26 年 6 月期	8 円	50.3%
平成 27 年 6 月期	12 円	53.4%
平成 28 年 6 月期	14 円	44.2% (Non-GAAP ベース (注 2))
平成 29 年 6 月期	18 円 (予定)	43.3% (Non-GAAP ベース (注 2))

平成 26 年 1 月 1 日付で、1:100 の株式分割を実施済であり、それ以前についても遡及して修正済です。

※注 2 :

当社は、当社グループの業績において、より実態を把握できる指標「Non-GAAP 指標」を採用しております。Non-GAAP 指標は、国際会計基準 (IFRS) から、当企業集団が定める非経常的な項目やその他調整項目を控除したものです。

以 上

【別紙】

平成29年1月5日

〒104-0028
東京都中央区八重洲二丁目3番1号
住友信託銀行八重洲ビル9階
ソフトブレーン株式会社
代表取締役社長 豊田 浩文 様

〒100-8124
東京都千代田区大手町一丁目1番2号
大手門タワー
西村あさひ法律事務所
電 話 03-6250-6200
FAX 03-6250-7200
株式会社スカラ（旧商号：株式会社
フュージョンパートナー）代理人
弁護士 野田 昌毅
弁護士 辰巳 郁
弁護士 松本 周
弁護士 吉田 雄飛

株主提案権行使書

株式会社スカラ（以下「当社」といいます。）は、ソフトブレーン株式会社（以下「貴社」といいます。）の総株主の議決権の100分の1以上かつ300個以上の議決権を6か月以上前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項の規定に基づき、下記1.に記載する議題（以下「本件議題」といいます。）を、平成29年3月開催予定の貴社第25期定時株主総会における株主総会の目的とすることを、本書をもって請求するとともに、本件議題について下記2.に記載する議案を提出いたしますので、同法第305条第1項及び会社法施行規則第93条の規定に基づき、当該議案の要領及び提案の理由等を株主に通知することを、本書をもって請求いたします。

なお、本書による請求は、当社が平成28年12月26日付「株主提案権行使書」をもって貴社に対して行った請求を維持した上でこれに加えて行うものです。

記

1. 株主総会の目的事項

剰余金の処分の件

2. 議案の要領及び提案の理由等

(1) 議案の要領

ア 配当財産の種類

金銭

イ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

貴社普通株式 1株につき金10円

配当総額 2億9405万円

ただし、上記のうち配当総額については、貴社の発行済株式総数が3095万5000株、そのうち自己株式の数が155万株であることを前提としており、剰余金の配当に係る基準日である平成28年12月31日時点でこれらの数に変動がある場合には、当該時点における発行済株式総数から自己株式の数を控除したものに10を乗じた金額に修正されるものとする。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月24日

ただし、上記は貴社第25期定時株主総会の開催日が平成29年3月24日であることを前提としており、開催日に変更される場合には、当該開催日に修正されるものとする。

エ 配当金支払開始日

平成29年4月4日

ただし、上記は貴社第25期定時株主総会の開催日が平成29年3月24日であることを前提としており、開催日に変更される場合には、当該開催日の翌日から起算して7営業日後の日に修正されるものとする。

(2) 提案の理由

貴社の保有する現預金は、平成20年12月期（第17期）末から平成28年12月期（第25期）第3四半期末までの間、約10億円から約28億円まで増加し続けております。また、直近（平成28年12月期第3四半期）の決算短信における予想当期経常利益（連結）も8億2000万円（前年度比20.7%増）であるなど、業績も堅調に推移し

ております。

しかしながら、貴社は平成17年12月期（第14期）を最後に株主に対する配当は一切行っておらず、その後も平成19年12月期に自己株式の取得を行ったのみで、直近の決算短信においても配当予想を無配としております。

当社は、余剰資金を必要以上に社内に留保することなく株主に適切に還元することが重要と考えており、このような株主への利益還元は、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと確信しています。

したがって、貴社は平成28年12月期末において剰余金の配当を実施すべきと考えます。

以 上